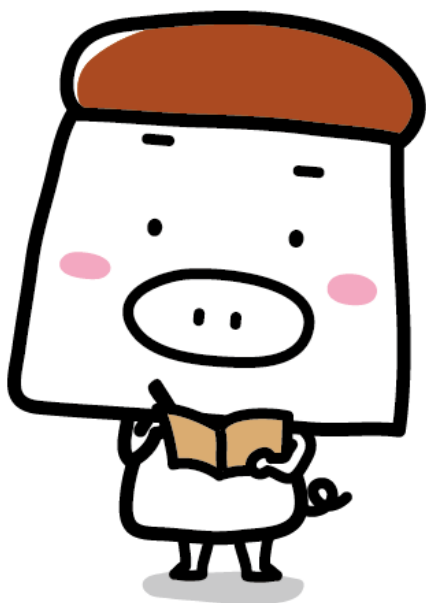


なかのまちめぐり博覧会2019 個別イベント募集要領【2次募集】

「なかのまちめぐり博覧会（以下、「博覧会」といいます。）」は、民間等の多様な主体が中野区の地域観光資源の利活用によって自ら企画・運営するイベント等を集約し、一体的に開催する観光イベントです。

2013年にはじめて開催した博覧会は、今年で第7回目を迎えます。昨年は、多くの商業・産業団体や学校・地域団体など各関係者の方々の参画により、81件のイベントの開催や、約13万人の参加動員を得るなど好評を得ました。

今年も、博覧会開催に向け、博覧会開催期間内における民間等、多様な主体の自らの企画・運営による、中野ならではの歴史、文化、娯楽、飲食など様々な観光資源を活かした、多くの区民や来街者が楽しめるイベントを募集します。



【内容】

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 開催概要 | 2 |
| 2 | 個別イベントの募集 | 4 |
| 3 | 博覧会手続き等の流れ | 11 |
| 4 | お問合せ | 11 |

なかのまちめぐり博覧会マスコットキャラクター

クルトツ中野
crouton-nakano

©中野区

1 開催概要

(1) 事業名

なかのまちめぐり博覧会2019

(2) 開催趣旨

民間等の多様な主体によって、区内の様々な地域資源を活用した自主的に企画・運営されるイベント等を集約し、中野区内全域を会場とする博覧会として一体的に開催することにより、区民や来街者が区の魅力を楽しみ、より多くの滞在・回遊に資する機会の提供を通じて、区内の観光消費や回遊性の向上、また地域交流等の促進、さらに地域への愛着の醸成による地域活性化を目的としています。

(3) 開催期間

2019年10月19日(土)～11月24日(日)

(4) 開催場所

中野区内全域

(5) 内容

区の地域資源である「歴史」「商業」「娯楽」「飲食」「サービス」等の要素を取り入れた個別イベントを、上記の期間・場所にて実施します。

個別イベントとは、区内の観光消費や回遊性の向上など地域活性化を目的とし、利益を主たる目的としない、以下アからオのような形態で実施するものです。

ア まち歩き

中野区内の新たな魅力、隠れた魅力の発見につながるツアーなど

イ 体験、見学

施設や仕事場、日常経験できないような場所の見学やものづくり体験など

ウ 講座・講演

名所、歴史など中野の魅力を語る講座やシンポジウムなど

エ 芸術

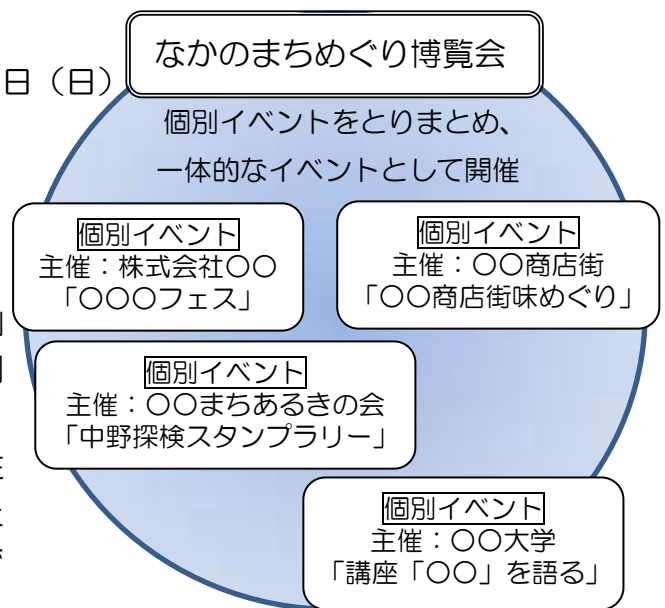
美術品の展覧会、演劇、コンサートなど

オ 各種イベント

歴史、食、スポーツなどのイベント、学園祭など

(6) 主催

なかのまちめぐり博覧会実行委員会、中野区



(7) 広報PR活動(予定)

個別イベントの周知PR	博覧会全体の周知PR
<p>■パンフレット(発行部数4万2千部) 全個別イベントの情報を掲載したパンフレットを区役所、区民活動センター、図書館などの公共施設、保育園・幼稚園、都庁、鉄道駅、観光案内所などに設置・配布</p> <p>■特設ホームページ 中野区公式観光サイト「まるっと中野」内に特設ページを開設し全個別イベント記事を掲載</p> <p>■LINE@なかのまちめぐり博覧会公式アカウント 全個別イベントの記事を掲載</p> <p>■パネル展示等 区役所1階ロビーでのパネル展示や中野駅ガード下ギャラリーでの紹介等</p>	<p>■チラシ 区内各町会に送付</p> <p>■ポスター 区役所、区民活動センター、図書館などの公共施設、鉄道駅、区内外の観光案内所、区内お知らせ板などに掲示</p> <p>■なかの区報、ないせす</p> <p>■中野区公式ホームページ</p> <p>■中野区公式観光サイト「まるっと中野」、 「まるっと中野」Facebook、Twitter、Instagram</p> <p>■その他 鉄道駅周辺での横断幕掲示、のぼり、バスマスク等様々な媒体を活用し広く周知</p>

◆昨年の周知例

ホームページ



LINE@



パネル展(区役所)



Facebook



横断幕(中野駅北口)



2 個別イベントの募集

(1) 個別イベントの要件

博覧会の開催趣旨に合致し、利益をあげることが主たる目的とせず、博覧会開催期間（2019年10月19日（土）～11月24日（日））内に中野区内を会場として開催する、中野区の観光資源（※）を活用した、以下の（ア）～（オ）の要件に適する個別イベントを募集します。

但し、個別イベントのポスターやチラシ、ホームページ等を作成する場合、必ずどこかに博覧会に参加している旨を記載していただきます。

（記載例：「このイベントは、なかのまちめぐり博覧会 2019 に参加しています」）

※中野区の観光資源とは

「芸術」「音楽」「健康・ダンス・芸能」「歴史」「食」「文化」「スポーツ」「お祭り・フェスティバル」「その他（中野区の魅力を発信しているもの）」

(ア) まち歩き

中野区内の新たな魅力、隠れた魅力の発見につながるツアー など

○まちあるき@Egota／江古田区民活動センター運営委員会
講師から正しい歩き方を学んで楽しくウォーキングするイベント

○中野探検隊（スタンプ&クイズラリー）／帝京平成大学観光経営学科観光資源論履修学生
スタンプラリー&クイズラリーで、楽しく中野の歴史と文化を学べるイベント

昨年
実施
例

(イ) 体験・見学

施設や仕事場、日常経験できないような場所の見学や、ものづくり体験など

○みんなで学ぼう！中野サンプラザの味／中野サンプラザ
中野サンプラザ名誉総料理長からプロの味を学べる料理講習会と特別ランチコースを楽しむイベント。

○からだチェック／東京アスレティッククラブ
「体組成計測」「3D 動作分析」による本格的な計測を実施。計測結果を元に自分にあった健康・運動のアドバイスが受けられるイベント。

昨年
実施
例

(ウ) 講座・講演

中野区の魅力を語る講演・講座 など

昨年
実施
例

○中野周辺の古道を訪ねて～よみがえる中野地域の古の姿／東京リーガルマインド(LEC)
中野地域に関係ある古道について、時代をさかのぼって考察。

○早稲田大学オープンカレッジ講演会 トランプ大統領とアメリカ／早稲田大学エクステ
ンションセンター
早稲田大学教授による講演。トランプ大統領と変化しつつあるアメリカを考える。

(エ) 芸術

美術品の展覧会、演劇、コンサート など

昨年
実施
例

○「アール・ブリュット」展／三井住友信託銀行 中野支店
新しい芸術文化「アール・ブリュット」の作品をロビー展として展示

○0歳からのコンサート～歌の遊園地～／こども教育宝仙大学
お子様同伴で、童謡から芸術歌曲、オペラまで、生の歌声を聴けるコンサート

(オ) 各種イベント

歴史、食、スポーツなどのイベント、学園祭 など

昨年
実施
例

○学校法人織田学園 学園祭／学校法人織田学園
ファッション、きもの、調理師、栄養、製菓、5つの専門学校がそれぞれ趣向を凝らした
企画を実施。

○関東バス&哲学堂公園 震災復興支援 哲学堂公園チャリティーイベント／関東バス株式
会社、哲学堂公園指定管理者
哲学堂公園を会場に、物産展や復興支援ボランティア活動のパネル展、バザー、縁日等の
チャリティーイベントを開催。

(2) 応募資格

中野区の観光資源を活用し、観光の振興に資する個別イベントを自主的に企画・運営できる団体（以下、「主催団体」といいます。）が実施するものとします。

個別イベントの主催団体は、営利法人、非営利法人、NPO法人、任意団体など、法人格の有無は問いません。

複数団体の連携による主催も可能です。

ただし、暴力団若しくは暴力団関係者が関与する団体は認めません。

(3) 応募方法（エントリーシートの提出）

博覧会で個別イベントを実施するには、まずエントリーシートの提出が必要です。

エントリーシートには、実施したいと考えている、現時点でのイベントの大まかな内容と、主催団体情報などを記入いただきます。

一つの団体が複数のイベントを行う場合は、イベントごとに提出してください。

提出いただいたエントリーシートの内容に基づき、実行委員会が審査します。(P.8 参照)

◆応募期限

2019年6月21日（金）まで

◆エントリーシート提出先

メールまたはFAXにて、以下の提出先までエントリーシートを送付してください。

なかのまちめぐり博覧会実行委員会（中野区観光係内）

メールアドレス nakanomatimeguri@city.tokyo-nakano.lg.jp

FAX 番号 03-3228-5656

(4) パンフレットへの個別イベント記事掲載料について

博覧会のパンフレットには、全個別イベントの記事を掲載します。

希望される掲載枠数に応じて、下記の金額をご負担いただきます。但し、内容により減免となる場合があります。(以下の「掲載料の減免について」のとおり)

掲載面積	金額（消費税込）
A4サイズの1/4程度（1枠）	5,000円

※原則、こちらが指定したテンプレートに沿って掲載させていただきます。

※掲載枠数を増やすことは可能ですが、パンフレットのページの都合上、ご希望に添えない場合があります。また1枠追加ごとに上記の金額がかかります。

「掲載料の減免について」

個別イベントが下表の内容に当てはまり、かつ審査のうえ内容に合致すると認められたイベントは、1つのイベントにつき1枠のみ減免（0円）になります。次の表の内容に当てはまると思われる場合は、エントリーシート下部の減免申請書にご記入ください。

	内容（減免の理由）
(1)	中野区及び国・中野区以外の地方公共団体の行う個別イベント
(2)	中野区が人材支援を行う法人等への中野区職員の再就職に関する要綱第3条に規定する団体※1)又は前年度において中野区から補助金・助成金（負担金を除く）を受けている団体※2)が行う個別イベント
(3)	会費、参加料を1,000円以下とする個別イベント
(4)	イベント参加者に対して実行委員会の作成したアンケートに実施協力できる個別イベント ※アンケートはA4版、無記名、10問程度。用紙は実行委員会から送付します。 ※イベント時に参加者に記入してもらい回収してください。 ※参加者の8割以上のアンケート用紙回収を目指すことを条件とします。

※1 中野区が人材支援を行う法人等への中野区職員の再就職に関する要綱第3条に規定する団体

社会福祉法人中野区社会福祉協議会、公益社団法人中野区シルバー人材センター、中野区障害者福祉事業団、中野区国際交流協会、社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の5団体

※2 前年度において中野区から補助金・助成金（負担金を除く）を受けている団体

中野区国際交流協会、中野区伝統工芸保存会、中野浴場組合、中野区教育振興会、中野区商店街連合会、各商店会、各町会・自治会など

パンフレット掲載例

1 枠
(A4 サイズの
1/4 程度)
5,000 円



2 枠分
(A4 サイズの
1/2 程度)
10,000 円

4 枠分
(A4 サイズの
1 ページ程度)
20,000 円



☆全個別イベントの情報を、中野区公式観光サイト「まるっと中野」、LINE@公式アカウントにも掲載します。

(5) 主催団体の役割

博覧会における主催団体の役割は以下のとおりです。

ア 実施前

- (ア) 個別イベントの企画・実施準備（会場手配、道具準備等）、PR、申込受付
- (イ) パンフレットの個別イベント記事の入稿
- (ウ) パンフレット記事掲載料の支払い（掲載料が発生する場合のみ）

イ 実施当日

- (ア) 個別イベントの実施（運営、参加者の安全管理等）
- (イ) 個別イベントの実施記録（参加人数等の把握）

ウ 実施後

- (ア) 個別イベント実績報告書の作成・提出

(6) 審査について

エントリーシートに記載された内容について、実行委員会が博覧会の開催趣旨に沿う内容となっているかなどを審査し、各団体へ承認・不承認の結果を通知いたします。

結果通知は、7月初旬を予定しています。また、承認されたイベント主催団体の方へは、後日パンフレット入稿シートをお送りします。

※同団体から同様のイベントが重複して多数申請された場合などは、イベントを統一していただくなど、調整させていただく場合があります。

※審査の結果、不承認となった場合は、当該博覧会の個別イベントとしての実施はできません。(イベントの実施を制限するものではありません。)

(7) 他の個別イベント主催団体との連携について

実行委員会では個別イベント主催団体同士の連携を推進しています。

(6)の審査において承認された団体へは、承認結果の通知とあわせて個別イベントの一覧を送付いたしますので、連携したい団体がありましたら、11ページのお問合せ先までご連絡ください。

(8) のぼり旗掲示へのご協力について

博覧会周知のため、各個別イベント開催時、博覧会ののぼり旗の掲示にできる限りご協力をお願いします。ご協力いただける場合は、のぼり旗を貸出しいたしますので、ご協力の可否及び必要な付属品、受渡し方法についてエントリーシートにてお知らせください。

ア のぼり旗の仕様

生地：ポンチ（防災加工あり） サイズ：横60cm×縦180cm

イ 付属品

ポール、ポールスタンド

ウ 注意事項

- 貸出数は、のぼりは1イベントにつき2枚まで、ポールとスタンドはそれぞれ1台(本)までとなります。希望者が多い場合は調整させていただきます。
- ポール、スタンドは区役所での受渡しのみになります。
- 郵送で受渡し希望の場合、返却に要する郵送料は主催団体様のご負担になります。

《のぼり旗デザイン及び設置例》



《ポールスタンド》



壁への貼付例



柵への取付例



(9) 個別イベント実施に関する注意事項

ア 個別イベントへの参加者からの申込受付

個別イベント等にかかる参加申込受付、当日の実施、清算等については、各主催団体が行います。

イ 費用負担について

個別イベントの運営費用については、各主催団体の負担とします。

実行委員会及び区では、個別イベント各主催団体に対し、イベント実施に必要な経費等の負担は行いません。

ウ 個別イベントの催行に関する保険の加入について

イベントの開催には、様々なリスクが伴います。イベントの開催に係る保険については、主催者において以下に対応する保険（「イベント保険」などと称されます。）に加入することが一般的です。

個別イベントの開催における損害については、中野区と実行委員会は補償等に係る一切の責務を負わないこととします。

これらを踏まえ、各主催団体において、必ずイベント開催に必要な保険に加入していただくようお願いします。

イベント保険の例

○興行中止保険

悪天候などにより、イベントが中止になったときの損害（会場費、制作費、広告費、チケット払戻手数料など）

○賠償責任保険

会場施設等に起因する対人・対物事故につき、主催者が負う法律上の賠償

- ・主催者の過失により入場者にケガを負わせた。
- ・設営や撤去作業中に会場の設備を壊してしまった。
- ・提供した飲食物で食中毒が発生した。 など

○傷害保険

入場者、参加者、アーティスト、スタッフ、スポーツ選手等のケガ等の補償

○動産総合保険

不測かつ突発的な事故によるイベントで使用する機材や楽器などの破損や盗難等による損害

エ 法令等の遵守

個別イベントの実施にあたっては、関係法令、規則等を遵守するとともに、安全管理や衛生管理に十分な配慮を行ってください。なお、必要な許可申請、届出は各主催団体の責任で行ってください。

また、東京都青少年の健全な育成に関する条例及び同施行規則の基準により、青少年の健全を阻害するおそれがあると認められる図書類、がん具類、刃物等の他、社会通念上、公序良俗を乱すおそれのあるものの表示、展示、上映、販売、領布等を行うことは禁じます。

オ 変更及び中止について

(ア) 個別イベントの変更・中止

個別イベントで実施される内容が、博覧会の開催趣旨に沿わないと実行委員会が判断した場合は、実施中であっても、変更または中止を求めることがあります。その際、すでに経費が発生している場合についても、その費用は主催団体負担となりますので、予めご了承願います。

(イ) 主催団体の都合による中止について

雨天などの天候や、その他主催団体の都合で中止する場合は、実行委員会まで必ずご連絡ください。なお、参加者への周知は、各主催団体の責任で行ってください。

(ウ) 大災害等による博覧会の中止について

大規模地震等の災害が発生した場合、実行委員会が博覧会の実施を中止することがあります。この場合、個別イベントの中止に係る損害等については、実行委員会では補償しません。

カ 販売行為・広告宣伝の制限

社会通念の範囲を超えた法外な金額設定や、誤認・錯誤を与える販売行為は認めません。また、それを前提とした広告宣伝は認めません。

さらに、各主催団体が作成する個別イベントの広報物等への広告掲載基準(別紙参照)で示した業種・事業者に関連する広告掲載を禁じます。

キ 苦情・問い合わせへの対応

各個別イベントの実施に係ることについては、各主催団体が対応することとします。博覧会全体の運営については実行委員会事務局が対応します。

ク 損益

個別イベントの実施による損益は、各主催団体が負うものとします。

ケ 個別イベント実績報告書の提出

個別イベント実施後、参加動員数など実績を把握するため、「実績報告書」を実行委員会事務局に提出していただきます。

3 博覧会手続き等の流れ

博覧会開催に係る手続き等の流れは、概ね以下のとおりです。

(1) エントリーシートの提出 【提出期限：6月21日（金）まで】	p.6
(2) 個別イベント審査結果のお知らせ 【7月初旬】	p.8
(3) パンフレット入稿シート（実施計画書）等の提出 【提出期限：7月中旬～下旬頃を予定】	
(4) パンフレット校正等 【7月～8月頃】	
(5) パンフレット配布開始 【10月上旬～】	
(6) 博覧会の開催 【10月19日（土）～11月24日（日）】	p.2
(7) 個別イベント実績報告書の提出 【12月上旬まで】	p.10

4 お問い合わせ先

博覧会に関するご質問は、下記問合せ先までお問合せください。

【問合せ先】 なかのまちめぐり博覧会実行委員会（中野区 観光係内）

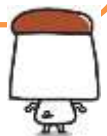
メールアドレス nakanomatimeguri@city.tokyo-nakano.lg.jp

電話番号 03-3228-5433

ファクス番号 03-3228-5656

所在地 〒164-8501 中野区中野 4-8-1（区役所本庁舎 9階 13番）

主催：なかのまちめぐり博覧会実行委員会・中野区



なかのまちめぐり博覧会広告掲載基準

(2013年3月12日政策室長決定(2015年2月20日一部改正)「中野区広告掲載等取扱基準」に準拠)

1 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者については、広告を掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法による更生手続を受けている事業者
- (3) 社会問題を起こしている事業者
- (4) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で連鎖販売取引と規定される取引を行うもの
- (5) 債権取立て、回収、示談引受けを業とするもの。ただし、公的な機関又は弁護士及び認定司法書士が行うものは除く。
- (6) 法令等に基づく必要な許可を受けることなく業を行う事業者
(例) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく区長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う事業者(不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収する事業者も該当する。)
- (7) 投機の商品を取り扱う業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 中野区暴力団排除条例(平成24年条例第27号)に規定する暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係者が関与する団体又は企業
- (10) 行政機関から指導を受け、改善がなされていない事業者
- (11) その他各種法令に違反している事業者

2 次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合は、広告を掲載することができない。

- (1) 基本的人権を侵害するおそれのあるもの
 - ア 人権侵害や差別を助長する表現のあるもの
 - イ 他者の名誉を毀損し、又は他者を誹謗中傷するおそれのあるもの
 - ウ 他者の信用を毀損し、又は他者の業務を妨害するおそれのあるもの
 - エ 個人情報収集のみを目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの
 - イ 醜悪、残酷な表現で不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で露骨、わいせつなもの
- (3) 消費者の利益に反するもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認・錯誤を与えるおそれのあるもの
(例) 「世界一」「一番安い」「当社だけ」等(根拠となる客観的な資料を提示する必要がある)
 - イ 投機又は射幸心を著しくあおるもの

(例)「今が・これが最後のチャンス(今購入しなくては、次はないという意味)」等

ウ 科学的な根拠のないもの又は迷信に類するもの

エ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等を行っているかのような表現のもの

(4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(例) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、展覧会等の出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然がある場合は、その都度適否を判断する。

(5) その他、公序良俗に反するもの又はなかのまぢめぐり博覧会イベントに関連する広報物に掲載することがふさわしくないと認められるもの

3 広告掲載を行う広告の表示内容に関し遵守すべき共通事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 責任の所在が明確であること。連絡先については、固定電話とし、携帯電話又はEメールアドレス等のみは認めない。

(2) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること

(例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(3) 比較広告を掲載する場合は、主張する内容が客観的に実証されていること

(4) 無料参加・体験型広告は、費用がかかる場合は、その金額を明示すること

(例)「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります。」

(5) 知的財産権(著作権、商標権、特許権等)などの侵害がないことを確認すること

(6) アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明記すること